

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること

(道路の復旧の方法に関する基準)

第十五条 法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合には、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。
- 二 占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不適当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行つた後に埋め戻すこと。
- 三 砂利道の表面仕上げを行う場合には、路面を砂利及び表土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。

(技術的細目)

第十六条 第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第十二条の五に規定する石油管（第九条第一号子に掲げる石油管に限る。以下この条において同じ。）の占用の場所に関する基準又は第十二条に規定する石油管の構造に関する基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第一号の規定に基づく主務省令の規定（石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。）の例による。

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

第十七条 法第三十六条第一項ただし書の政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占用する部分の延長が二十メートルを超えないものの設置又は改修に関する工事とする。

(占用料を徴収しない国の事業)

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一般会計をもつて経理する事業
- 二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月末満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。
- 3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- 一 法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
- 二 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占

用物件

- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般的の需要に応ずるもの用に供する施設
- 四 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの
- 4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十二条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つてある場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

- 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。
- 3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

（占用料の収入の帰属）

- 第十九条の三 法第三十九条の規定に基づく占用料は、指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村の収入とする。
- 2 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行つてある場合においては、当該管理を行つてある指定区間内の国道に係る占用料は、前項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。
- 3 前項の規定により都道府県又は指定市の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行つてこととされる日の前日までに国が徴収すべきものは、前項の規定にかかわらず、国の収入とする。
- 4 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により国土交通大臣が都道府県又は指定市が行つていた指定区間内の国道の管理を解除する日の前日までに当該都道府県又は指定市が徴収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。
- 5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で当該指定区間の指定日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。
- 6 第一項の規定により道路管理者である都道府県又は指定市の収入となるべき国道に係る占用料で、当該国道に係る指定区間の指定の廃止の日の前日までに国が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、国の収入とする。

別表（第十九条関係）

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物		占用物件																	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	階数が三以上のもの	△に○・○六を乗じて得た額	△に○・○五を乗じて得た額	△に○・○三を乗じて得た額	△に○・○〇三	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	△に○・〇六を乗じて得た額	△に○・〇五を乗じて得た額	△に○・〇三を乗じて得た額	△に○・〇〇三	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	△に○・〇〇〇	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	その他のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	未溝のもの	未溝のもの	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・五メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・五メートル以上〇・一五メートル未満のもの									
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	その他の柱類	地下に設ける電線その他の線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	廣告塔	その他もの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	第三種電柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第一種電柱	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	所在地	甲地	乙地	丙地	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	九三〇	八〇〇	七〇〇	五三〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇

	階数が四以上のも		
その他のもの			
参考			
一 金額の単位は、円とする。			
二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。			
イ 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都巿、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。			
ロ 乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。			
ハ 丙地 町及び村の区域をいう。			
三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。			
六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。			
七 Aは、近傍類似の土地（第七条第九号及び第一〇号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。			
八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。			
九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。			